

都市再生整備計画 事後評価方法書

JR 船橋駅周辺地区

平成 23 年 7 月

千葉県船橋市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1: 交通渋滞の緩和

A: 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点	「平成 17 年道路交通センサス」調査時（平成 17 年 10 月時点）
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③計測手法	「平成 17 年道路交通センサス」に記載された、対象地区周辺の 3 路線（国道 1 4 号、県道船橋我孫子線、県道夏見小室線）の混雑度の平均値を算出した。

B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成 23 年 6 月				
⑤実施主体	都市計画部都市総務課				
⑥データの計測手法	事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 従前値の対象とした 3 路線（国道 1 4 号、県道船橋我孫子線、県道夏見小室線）について、「平成 22 年道路交通センサス」の調査結果（混雑度）を調査主体から入手し、平均値を算出する。				
⑦評価値の求め方	H22 道路交通センサス調査時点（平成 22 年 10 月）から評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】までの間に、混雑度に大きく影響する道路ネットワークの変化がないため、H22 道路交通センサス調査に基づく混雑度を評価値（見込みの値）とする。				
⑧確定／見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td>●</td><td>見込み</td></tr></table>		確定	●	見込み
	確定				
●	見込み				

C: フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td>●</td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>	●	あり		なし
●	あり				
	なし				
⑩計測時期	平成 25 年 9 月				
⑪実施主体	都市計画部都市総務課				
⑫計測手法	従前値の対象とした 3 路線（国道 1 4 号、県道船橋我孫子線、県道夏見小室線）について、「平成 17 年道路交通センサス」と同一地点において断面交通量調査を実施し、「平成 22 年道路交通センサス」における各路線の交通容量を使用して混雑度を算出し、その値を持って確定値とする。 $\text{混雑度} = \text{断面交通量（実測調査）} / \text{交通容量（道路交通センサス）}$				

指標 2 :		3 駅定期外乗客数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	「船橋市統計書」における「市内鉄道駅別 1 日平均乗車人員」集計時（平成 17 年 3 月 31 日時点）		
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）		
③計測手法	船橋市が平成 17 年に公表した「船橋市統計書」に基づき、平成 16 年度の J R 船橋駅、京成船橋駅、東武船橋駅の 1 日平均乗車人員（定期外）の合計を算出した。		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 23 年 7 月		
⑤実施主体	都市計画部都市総務課		
⑥データの計測手法	事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 J R 東日本、京成電鉄及び東武鉄道に平成 22 年度の J R 船橋駅、京成船橋駅、東武船橋駅の旅客輸送実績の聞き取り調査を行う。		
⑦評価値の求め方	平成 22 年度までの実績値により平成 23 年度の J R 船橋駅、京成船橋駅、東武船橋駅の 1 日平均乗車人員（定期外）を推計し、評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】における評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	平成 25 年 7 月		
⑪実施主体	都市計画部都市総務課		
⑫計測手法	J R 東日本、京成電鉄及び東武鉄道に平成 24 年度の J R 船橋駅、京成船橋駅、東武船橋駅の旅客輸送実績の聞き取り調査を行い、その値を持って確定値とする。		

(1) 成果の評価					
2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測					
数値指標：	乗り換え時間				
記述理由	「目標2：歩行者・自転車利用者が安全かつ快適に利用できる施設整備」に関連し、「3 駅定期外乗客数」を補完する指標として、都市再生整備計画事業である京成線接続デッキの整備等が直接影響する指標として相応しいと考えられる。				
A：事前評価時の『従前値』の求め方					
①従前値の基準時点	京成線接続デッキ整備前（平成17年3月時点）				
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）				
③計測手法	JR 船橋駅改札と京成船橋駅改札との距離を図上計測し、『都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益分析マニュアル（案）』による歩行速度、信号平均待ち時間、踏切平均遮断時間により、移動時間を算出する。				
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
④計測時期	平成23年5月				
⑤実施主体	都市計画部都市総務課				
⑥データの計測手法	JR 船橋駅改札と京成船橋駅改札との距離を図上計測し、『都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益分析マニュアル（案）』による歩行速度、エスカレーター移動時間により、移動時間を算出する。				
⑦評価値の求め方	乗り換え時間の短縮に大きく影響する京成接続デッキ整備事業が完了しているため、平成23年5月に計測した乗り換え時間を評価値（確定値）とする。				
⑧確定／見込みの別	<table border="1"> <tr> <td>●</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>見込み</td> </tr> </table>	●	確定		見込み
●	確定				
	見込み				
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方					
⑨フォローアップの必要性	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>なし</td> </tr> </table>		あり	●	なし
	あり				
●	なし				
⑩計測時期					
⑪実施主体					
⑫計測手法					

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

数値目標の達成状況の確認及び今後の事業の改善点（都市再生整備計画の変更の必要性）の検討

C: 事後評価時の確認方法

- ①時 期 平成 23 年 7 月
②確 認 先 都市計画部都市総務課
③確認方法 モニタリングシートにより確認する。

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

都市計画道路 3・3・7 号線の整備に関する住民説明会を実施した。

C: 事後評価時の確認方法

- ①対 象 住民説明会の実施状況について確認する。
②時 期 平成 23 年 7 月
③確 認 先 街路課（都市計画道路 3・3・7 号線担当課）
④確認方法 住民説明会担当課への聞き取りにより、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

- ①対 象
②時 期
③確 認 先
④確認方法

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成 23 年 9 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	都市計画部都市総務課が主幹部署となり、事業に関わる部署（道路建設課、街路課、交通安全課、都市整備課、みどり管理課、みどり推進課、社会教育課、文化課）による庁内の横断的な組織を設置する予定である。実施回数は 1 回とする。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成 23 年 9 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	都市計画部都市総務課が主幹部署となり、事業に関わる部署（道路建設課、街路課、交通安全課、都市整備課、みどり管理課、みどり推進課、社会教育課、文化課）による庁内の横断的な組織を設置する予定である。実施回数は 1 回とする。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 23 年 11 月	平成 24 年 3 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③公表方法	広報課において市報への掲載により周知し、都市計画部都市総務課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は 2 週間とする。	広報課において市報への掲載により周知し、都市計画部都市総務課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間はフォローアップ完了時（平成 26 年 3 月末予定）までとする。

(6) 評価委員会の審議

①時 期	平成 24 年 1 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③設置・運用方法	市が都市再生整備計画事業に関わる有識者を含む 5 名程度で構成する評価委員会を新たに設置する。まちづくりの観点から、都市再生整備計画事業に限定し、事業評価を行う。（予定）

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	意見聴取の予定なし
-------	-----------

※（3）～（6）の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（)
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市
地区名	J R 船橋駅周辺地区
計画期間	平成 19 年度～平成 23 年度
作成者	部署 都市計画部 都市総務課
	役職 主 事
	氏名 伊 藤 大 輔
連絡先	T E L 0 4 7 - 4 3 6 - 2 5 2 3
	F A X 0 4 7 - 4 3 6 - 2 5 4 4
	E-mail tosomu@city.funabashi.chiba.jp